

改正案に対する意見

- 1 障害の定義として、「高次脳機能障害」を明記することについて
※ どちらかを○で囲んでください。

上記の改正に **賛成** ○

- 2 賛成の理由
下の枠内に理由を記入してください。

賛成の理由：

高次脳機能障害は見えない障害であり、中途障害です。発症前の経験・働いてきた実績は残っています。今の出来ない状態だけで判断しないで、残存する能力を有効活用し、受けるだけでなく「お返しできる貢献を当事者・家族は希望」しています。ともに小金井で普通に生きていけるように多くの方にこの障害を理解して欲しいです。

- 3 これまで、条例に「高次脳機能障害」が明記されていないことによって、困ったことがあれば、具体的に教えてください。

条例に関係なく高次脳機能障害者へ誤解・差別がありました。障害の特性を理解されず、人格と判断されました。高次脳機能障害者の今後の困難を予測できる医療職次第で受けられるサービスが左右されることがありました。分かりにくい症状を多くの人々に知ってもらい生きやすい小金井市になって欲しいです。当事者は出来ない自分を責めています。

- 4 今後、条例に「高次脳機能障害」を明記することによるメリットとして、期待できることがあれば、具体的に教えてください。

障害者福祉施設を開設する時に近隣の反対があります。高次脳機能障害に限らず、障害者施設を嫌悪施設、当事者を排除するような事にはこの条例で毅然と対応して下さい。楽しい街づくりをするために障害者、地域の人々、行政が共に課題解決しませんか。隠れた高次脳機能障害者が市内に潜在していると予想されます。また軽い症状で復職したが上手くいかない、離職・転職を繰り返し、困っている方は多いです。仕事の継続を企業と一緒に相談・解決して欲しいと期待しています。

- 5 記入者：増村幸子